

令和6年度【2024年】

私学事業団の ご案内



も く じ

ご あ い さ つ	1
私学事業団の概要		
設 立	2
運営基本理念・業務・資本金	3
助成業務		
補 助 事 業	私立大学等に対する補助金の交付 4
貸 付 事 業	学校法人等に対する資金の貸付け 7
助 成 事 業	教職員のための助成金の交付 10
寄 付 金 事 業	受配者指定寄付金の受入れと配付 11
	若手・女性研究者奨励金の募金 12
	若手・女性研究者奨励金の交付 13
	学術研究振興基金の募金／	
	学術研究振興資金の交付 14
減免資金交付事業		
	授業料等減免費交付金の交付 15
経営支援・情報提供事業		
	私立学校に対する経営相談及び教育・	
	経営に関する情報の分析、提供 16
共済業務		
事 業 概 要	18
短 期 給 付 事 業	20
年 金 等 給 付 事 業	22
福 祉 事 業	26
〔保健事業・医療事業・宿泊事業・積立貯金事業・積立共済年金事業・ 共済定期保険事業・生涯生活設計の支援事業・貸付事業〕		
運営組織		
役 員 等	32
組 織 図	33
資 料	34
事 業 団 案 内 図	38

ごあいさつ

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 福原紀彦



日本の私立学校は、学校制度創設時から今日まで、公教育と全国の地域振興を支えるうえで大きな役割を果たしています。そして、各種の私立学校を設置する学校法人という仕組みは、社会のさまざまなリソースを活用して、歴史と伝統に支えられた建学の精神のもとに個性と多様性を発揮し、教育と研究を継続発展させ、人類の持続可能性を支え続ける貴重な「叡智の結晶」であるということができます。

今、わが国では、少子高齢化が急激に進行するなかで、未来を築く人材を育成し続け、将来を拓く諸科学の成果を維持・発展させるために、私学の価値と役割をあらためて認識し、時代と社会の期待と要請に応じて再構築すべき時代を迎えています。私立学校法の改正をはじめとする昨今の制度改革は、各種の私立学校を設置する学校法人がガバナンスを強化して、組織を強靱化し、私立学校の社会的価値を向上させるためのものにほかなりません。私学の価値と役割を人口減少期に再構築するためには、教育研究の質的成果の獲得、グローバル化、DXの推進、各種連携の促進などについて、私学の個性と多様性を発揮し、先人の経験のない状況のなかでも、知恵と勇気を出し合っていくことが必要です。

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資する機関です。助成業務を拡充するため、事業団は政府の全額出資を受けており、令和6年3月末現在の資本金1,086億7,786万3,000円となっています。

私学事業団は、社会の負託に応じて私立学校の果たす機能の充実を図ることを責務として、私立学校の活動に対する「助成業務」と、私立学校に働く教職員の福利厚生の上昇のための「共済業務」を遂行しています。「助成業務」では、①補助事業、②貸付事業、③助成事業、④寄付金事業（受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金、学術研究振興基金）、⑤減免資金交付事業、⑥経営支援・情報提供事業により、私立学校教育を支えるために必要な支援を総合的かつ効率的に行っています。「共済業務」では、①短期給付（健康保険）事業、②年金等給付事業、③福祉事業（保健・医療・宿泊・貯金・貸付け等）を運営しています。現下の厳しい社会情勢のもとにあっても、効果的な補助金の配分、長期・低利融資の実施、寄付金募集活動の支援、経営支援・相談、授業料減免による修学支援などの充実・強化に努めるとともに、私学共済の加入者・被扶養者・年金受給者の方々の福利厚生の上昇に寄与して参ります。

本事業団では、変化が激しく将来が不確実な時代であっても、助成業務と共済業務の着実な執行を通じて、私学の振興をはかり、私学関係者の皆様に安全と安心をもたらす使命を果たして参りたいと考えております。引き続き、日本私立学校振興・共済事業団の事業活動に対しまして、温かく力強いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

《私学事業団の概要》

設 立

平成7年2月24日『私学振興のための基盤整備を図る観点から、公的社会保険制度における役割に配慮しつつ、私立学校教職員共済組合と日本私学振興財団を統合する』（「特殊法人の整理合理化について」の閣議決定）旨、政府の方針が決定され、平成9年5月9日「日本私立学校振興・共済事業団法（法律第48号）」が公布され、平成10年1月1日をもって両法人は解散し、日本私立学校振興・共済事業団が設立されました。

私学事業団は、これまでの両法人が実施してきた業務がいずれも私学振興を図る上で重要な役割を果たしていることから、そのすべてを承継するとともに、さらに私学関係者の要望に応えるべく新たな事業を加え、より強固な基盤の上に立って私学振興の役割を担っていくことになりました。

その後、特殊法人改革の一環として共済組合類型の法人として整理され、平成15年10月から、助成業務について独立行政法人に準じた管理手法が導入されました。この制度は、文部科学大臣が指示する明確な達成目標（中期目標）の下に、自主性、自立性、効率性及び透明性のある法人運営を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たすことを求めるものです。そのため目標の達成を目指す業務の実績に対しては、文部科学大臣から評価を受けることになり、評価結果に基づき、業務継続の必要性や組織の在り方等の検討がなされることとなっています。

【参 考】

（日本私学振興財団）

日本私学振興財団は、私立学校の施設等の整備に必要な資金の貸付け及び教職員の研修等に対する助成を主たる業務として、昭和27年3月28日に設立された「私立学校振興会」をその前身とし、その後、私立大学等の人件費を含む経常費の補助事業に、私学経営についての調査相談・助言等の業務を加え、これらの事業を総合的かつ効率的に実施する機関として、日本私学振興財団法に基づき、昭和45年7月1日に設立されました。

（私立学校教職員共済組合）

私立学校教職員共済組合は、当時、私学教職員の福利厚生面においては、（財）私学恩給財団・厚生年金保険・（財）私学教職員共済会・健康保険の四つの制度に任意加入であり、しかもこれらの制度は給付面や財政的基盤の面で不十分な実情であったことから、国・公立学校教職員と均衡を保てるような共済制度を設けることが関係者の間で強く要望され、私立学校教職員共済組合法に基づき、昭和29年1月1日に設立されました。

運営基本理念

私たち日本私立学校振興・共済事業団は、私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与するとともに、教職員の福利厚生の実現を図り、私学振興の先導的な拠点として、日本の教育・研究の発展に貢献してまいります。

業 務

助 成 業 務

補 助 事 業
貸 付 事 業
助 成 事 業
寄 付 金 事 業

〔受配者指定寄付金・若手・女性研究者奨励金・学術研究振興基金〕

減免資金交付事業
経営支援・情報提供事業

共 済 業 務

短 期 給 付 事 業
年 金 等 給 付 事 業
福 祉 事 業

〔保健事業・医療事業・宿泊事業・積立貯金事業・積立共済年金事業・
共済定期保険事業・生涯生活設計の支援事業・貸付事業〕

資 本 金

助成業務を拡充するため、私学事業団は全額政府の出資を受けており、令和6年3月末現在の資本金は1,086億7,786万3,000円となっています。

【助成業務】

補助事業

私立大学等に対する補助金の交付 〈予算額 2,978億9,631万円〉

私立大学等の教育条件と研究条件の維持向上及び在学生の修学上の経済的負担の軽減並びに経営の健全化等に寄与するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを大学等を設置している学校法人に交付しています。

昭和45年度から令和5年度末までの交付額は、13兆9,052億円に達しています。

この補助金は、教職員の給与費、教育と研究の経費等を対象とする一般補助のほか、特定の分野や課程等にかかる教育・研究の振興を図るために特別補助を設けています。

また、「私立大学等改革総合支援事業」では、未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援しています。

私立大学等経常費補助金の予算額

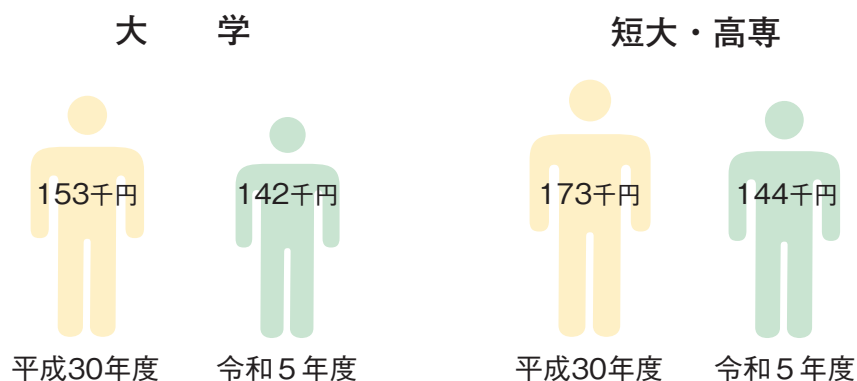
(単位：千円)

区 分	令和5年度予算	令和6年度予算
一 般 補 助	277,074,223	277,150,235
特 別 補 助	20,716,833	20,746,077
合 計	297,791,056	297,896,312
うち私立大学等改革総合支援事業	11,150,000	11,150,000

(注) 1. 令和5年度の特別補助予算額には、復興特別会計予算(273,728千円)、第二次補正予算(71,399千円)を含みます。

2. 令和6年度の特別補助予算額には、復興特別会計予算(195,896千円)を含みます。

学生1人当たりの経常費補助金額



令和5年度私立大学等経常費補助金交付状況

区分		大学	短大・高専	合計
補助対象 教員等数 (人)	教員	90,320	5,243	95,563
	学生	2,005,419	87,712	2,093,131
	職員	55,623	2,861	58,484
交付額 (千円)	教員	166,452,574	6,893,411	173,345,985
	学生	42,310,260	1,811,005	44,121,265
	職員	50,902,996	2,478,442	53,381,438
	非常勤教員	4,704,468	313,907	5,018,375
	認証評価経費	285,486	42,546	328,032
	公衆送信経費	850,307	28,821	879,128
	特別補助	19,468,682	1,074,070	20,542,752
	計	284,974,773	12,642,202	297,616,975
交付対象数	学校法人	545	88	633
	学校数	585	258	843
	学部(科)	1,944	472	2,416

(注) 補助対象教職員数、学生数及び交付対象学部(科)には通信教育(部)も含まれます。

◇特別補助◇

特別補助は、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等にかかる教育の振興を図り、私立大学等の質的向上を促進するために交付されます。

令和5年度は、下表のとおり205億4,275万円を728校に交付しました。

令和6年度予算は、前年度当初予算から1億64万3千円増の207億4,607万7千円（復興特別会計予算1億9,589万6千円を含む）となりました。

私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
I 成長力強化に貢献する質の高い教育	6,135,257	5,697,522
II 社会人の組織的な受入れ	383,822	310,310
III 大学等の国際交流の基盤整備	2,747,063	2,370,304
IV 大学院等の機能の高度化	11,929,860	11,941,563
V 東日本大震災からの復興支援	147,786	91,406
VI 令和5年梅雨前線・台風第2号、 令和6年能登半島地震からの復興支援	—	131,647
令和4年台風第8号、第14号・第15号からの 復興支援	39,453	—
合 計	21,383,241	20,542,752

私立大学等経常費補助金特別補助交付対象数

区 分	令和4年度		令和5年度	
	学校法人数	学校数	学校法人数	学校数
大 学	500 ^{法人}	521 ^校	488 ^{法人}	498 ^校
短大・高専	87	252	80	230
合 計	587	773	568	728

令和5年度 私立大学等改革総合支援事業による増額

区 分	対象学校数	一般補助による増額	特別補助による増額	増額計
大 学	198 ^校	7,807,486 ^{千円}	3,692,249 ^{千円}	11,499,735 ^{千円}
短期大学	40	94,381	431,688	526,069
高等専門学校	0	0	0	0
合 計	238	7,901,867	4,123,937	12,025,804

学校法人等に対する資金の貸付け

〈貸付計画額 600億円〉

学校法人、準学校法人及び私立学校教育の振興のため必要と認められる事業を行う者に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営のために必要な資金の貸付けを行っています。

貸付対象となる事業の貸付金の種類は、次のとおりです。

一般施設費

- (1) 校（園）舎、体育館、講堂等の建築事業
※ 危険建物と認定された旧耐震基準（昭和56年以前の建物）の学校施設の建て替え整備事業にかかる融資に対し、文部科学省による利子助成制度があります。
- (2) 校地等買収、造成事業
- (3) 教育研究環境高度化推進事業
以下①～⑤の国庫補助事業に選定された施設の改修等事業
 - ① ICT活用推進事業
 - ② 施設高機能化整備事業（校内LANの整備、情報教室の整備）
 - ③ 防災機能強化施設整備事業（防犯対策のための施設工事）
 - ④ エコキャンパス推進事業
 - ⑤ 大学・高専機能強化支援事業
- (4) 防災（耐震）機能強化の改修事業
※ 防災（耐震）機能強化にかかる補助金の対象になった改修工事にかかる融資に対し、文部科学省による利子助成制度があります。

教育環境整備費

- (1) 机、椅子、図書等の校教具の購入
- (2) 実験・実習用機器備品・装置、通園バス等の購入
- (3) 教育環境を充実させる等、経営のために必要な資金
- (4) 施設の取壊しに要する資金

災害復旧費 風水害、地震等により被災した建物等の復旧事業

- ※ 東日本大震災、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震により被災した学校法人等の施設の復旧費用に対しては、貸付条件を優遇した制度があります。

公害対策費 防音、大気汚染対策等の公害防止対策のための施設整備事業

特別施設費

- (1) 寄宿舍、国際交流施設、私立大学附属病院等の建築、用地買収事業
※ 危険建物と認定された旧耐震基準（昭和56年以前の建物）の学校施設の建て替え整備事業及び私立大学附属病院の建て替え整備事業にかかる融資に対し、文部科学省による利子助成制度があります。
- (2) バリアフリー化のために校舎等を改修する事業

◇令和6年度貸付計画額・貸付条件◇

(令和6年6月1日現在)

区 分	貸付計画額 (百万円)	貸付利率 (年 %)	貸 付 期 間 (措置期間を含む)	融 資 率	備 考
一 般 施 設 費	32,500				
一般	29,700	①2.10 ②1.70	①30年以内 ②20年以内 ただし沖縄分は 22年以内	80%以内	沖縄分 貸付利率 ①1.80 ②1.40
研究高度化関連施設	100	①1.90 ②1.50			
教育研究環境高度化 推進事業	2,100	①1.90 ②1.50			
防災(地震)対策事業	600	①2.10 ②1.70			
教育環境整備費	10,000				
校教具等	100	0.80	5年6か月以内	80%以内	
教育環境充実資金	9,700		0.90		
教育環境充実資金 (大学・高専機能強化支援分)		100			
災害復旧経営資金	100	1.10	10年以内		
災害復旧費	100	1.00	25年以内	補助金の額と同額以内	特別災害
			20年以内	80%以内	一般災害
公害対策費	100	1.40	21年以内	80%以内	
特 別 施 設 費	17,100	①2.20 ②1.80	①30年以内 ②20年以内	80%以内	寄宿舎・国際交流施設等
		①2.15 ②1.80			大学附属病院
		①1.80 ②1.40			障がい者利用施設
計	59,800				
[東日本大震災、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震に係る災害復旧融資]					
災 害 復 旧 費	200	1~5年目:無利子	25年以内	補助金の額と同額以内	特別災害
		6~7年目:0.80 8~25年目:1.00		80%以内	一般災害
計	200				
合 計	60,000				

- (注) 1. 一般施設費及び特別施設費の中には貸付期間10年以内の計画額8,100百万円(貸付利率一般1.10%、特別1.20%)を含みます。
2. 上記1のうち、貸付期間6年以内の計画額は、一般施設費100百万円(貸付利率1.00%)です。
3. 一般施設費及び特別施設費の①の貸付条件は、原則として融資条件が10億円以上の場合、大学・高専機能強化支援事業の助成対象である場合、又は大学附属病院にかかるものの場合にご利用いただけます。
4. 幼稚園・認定こども園が実施する事業の融資率は95%となります。

この貸付事業の財源は、国の財政融資資金及び私学共済の年金積立金からの借入金によって賄われています。昭和27年度から令和5年度までの貸付総額は、3兆4,340億円に達しています。



過去5年間の貸付状況

(単位：千円)

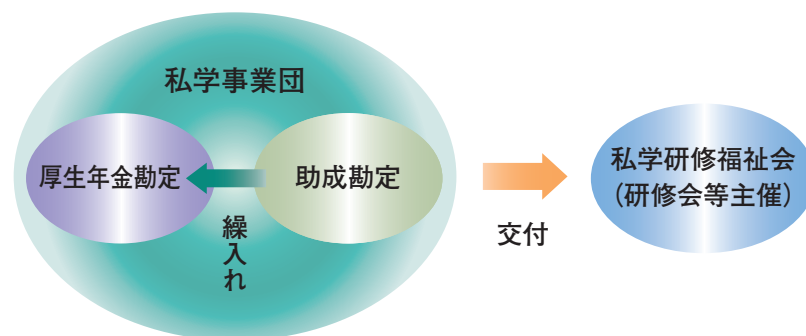
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般施設費	39,146,600	30,099,800	23,192,500	23,474,500	10,704,900
うち耐震化分	15,471,900	5,499,000	3,663,000	11,728,000	4,428,100
教育環境整備費	4,135,200	2,482,000	481,000	920,000	7,992,500
災害復旧費	199,000	0	3,046,800	3,000,000	0
公害対策費	16,700	7,400	531,000	0	0
特別施設費	5,027,800	3,280,000	6,570,600	17,000,000	636,000
計	48,525,300	35,869,200	33,821,900	44,394,500	19,333,400
(計画額)	(62,500,000)	(62,500,000)	(60,000,000)	(57,000,000)	(57,500,000)

助成事業

教職員のための助成金の交付（助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入れ）

私立学校教職員の資質の向上のため一般財団法人 私学研修福社会が行う研修事業に助成金を交付しています。

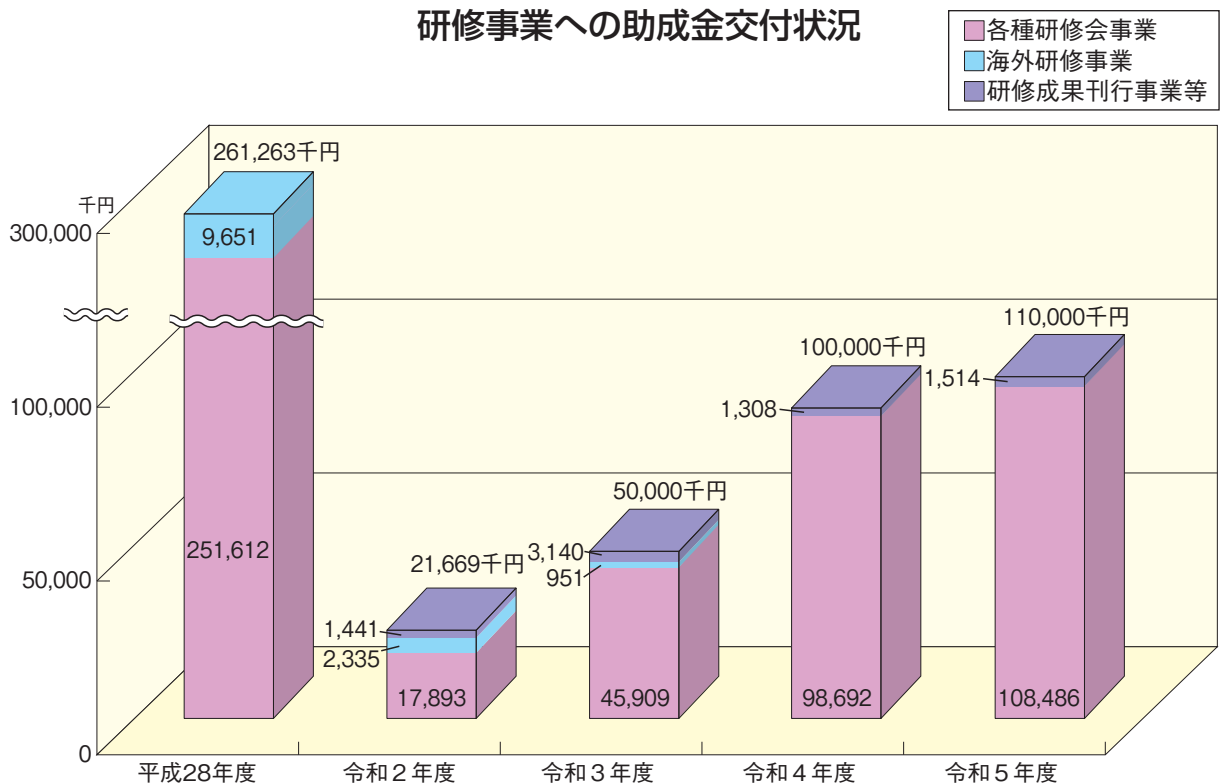
また、私立学校教職員の福利厚生を充実を図るため年金等給付事業（既年金者年金増額費及び年金等給付整理資源）を対象として、私学事業団の「厚生年金勘定」へ繰入れを行っています。



これらの財源は、私学事業団の助成勘定の前年度利益金の範囲内で行われており、昭和28年度から令和5年度までの交付額は、240億8,410万円に達しています。

なお、平成28年度から30年度まで、利益金の計上がなかったことから、平成29年度から令和元年度の助成金の交付はありませんでした。

研修事業への助成金交付状況



寄付金事業

受配者指定寄付金の受入れと配付

受入計画額 280億円

配付計画額 280億円

私立学校の教育と研究の振興のために、私学事業団が企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者（企業等）が指定した学校法人に配付しています。

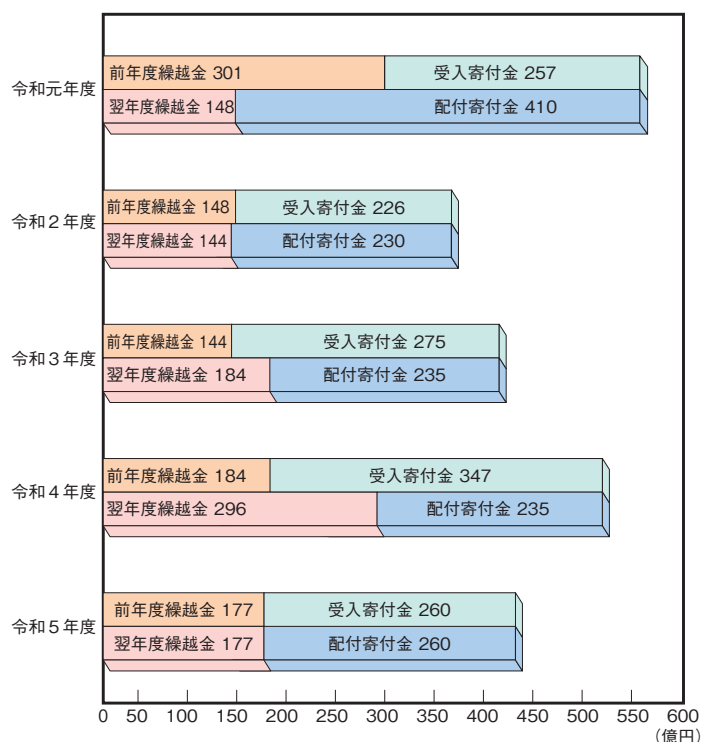
この寄付金は、寄付者が法人税、所得税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）を受けることができ、特に寄付者が法人の場合には、私立学校の教育・研究に必要な費用又は基金に対する寄付金であれば寄付金の全額を損金として算入することが認められております。

詳細については、「寄付金事務の手引」を作成していますので、ご請求ください。



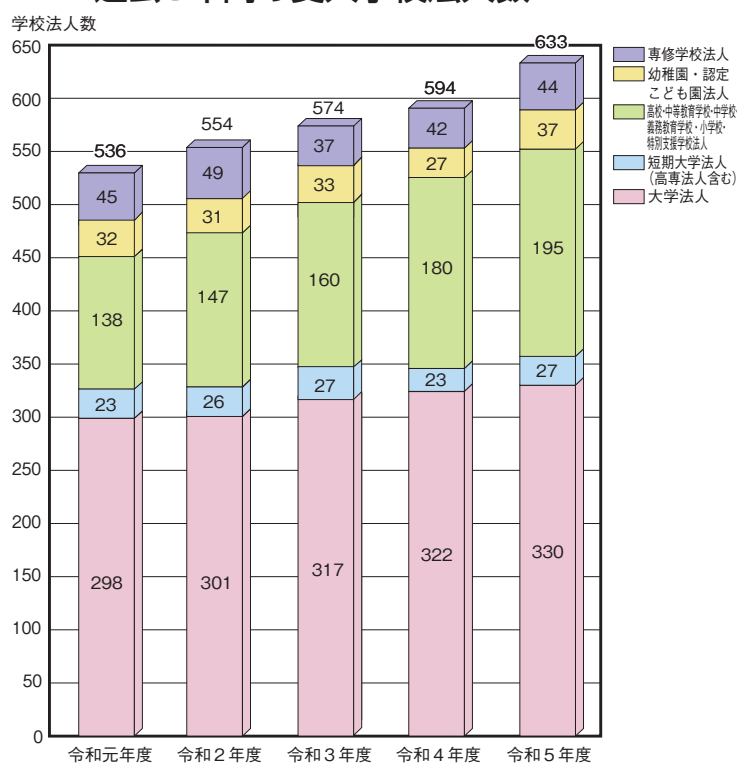
昭和42年度から令和5年度末までの受入額は8,011億円、配付額は7,701億円に達しています。

過去5年間の寄付金取扱実績



(注)繰越金：1. 学校法人からの配付申請がなく翌年度に繰り越した寄付金
2. 過年度に受入れた寄付金を寄付者に返還した場合は繰越金は一致しません。

過去5年間の受入学校法人数



若手・女性研究者奨励金の募金

<予算額 3,000万円>

本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者と女性研究者のための“社会一般からの寄付による”研究奨励金制度です。研究者が“社会の支援により研究に取り組むことができた”ことを実感し、自らの取り組みを社会へ還元することで、本奨励金制度が社会と私立大学等をつなぐ仕組みとなることを期待しています。

本奨励金は、社会一般からの直接の支援である「寄付」により実施しています。寄付金は全額を翌年度の本奨励金の財源に充当します。その仕組みを構築するため、私学事業団では、趣旨にご賛同いただける企業等法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。

寄付者の皆様には、研究者の方と直接交流ができる贈呈式や、研究者が作成した研究レポートを通して、私立大学等の教育や研究の取り組みへの理解を深めていただいています。

また、本奨励金の制度を広く周知し、さらに支援の輪を広げるという観点から、売り上げの一部が本奨励金への寄付となる「寄付金付き自動販売機」の設置について、学校法人の皆様にご協力をお願いしています。

なお、本奨励金に対する寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付として、所得税、法人税の減免の優遇措置が受けられます。



若手・女性研究者奨励金の交付

＜交付計画額 3,000万円＞

若手・女性研究者奨励金は、「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の二つの奨励金制度で構成されています。本奨励金は、研究者が自ら考案した研究計画を実現する機会を提供することにより、新たな研究意欲の向上と人財の育成を図ることを目的としています。



私立大学等に在籍する助教又はポスト・ドクター、勤続年数10年以内の講師（ただし、医歯薬学部を除く）の職にある者が一人で行う研究を対象としています。応募にあたり分野の限定はせず、基礎研究・応用研究を問わず、あらゆる学問分野の研究を対象としています。応募者のこれまでの研究実績よりも、研究の特色や独創性、研究に対する熱意や将来性のほか、研究計画の妥当性等の観点を重視しています。

「若手研究者奨励金」は、対象年齢を39歳以下とし、若手研究者の活躍促進に寄与することで、わが国の次世代を担う人財の育成を図ることを目的としています。

「女性研究者奨励金」は、年齢制限を設けず、ダイバーシティ推進の中心的な役割が期待される人財の育成を図ることを目的としています。

交付額は、1件の研究課題あたり40万円です。

令和6年度は、若手研究者奨励金37件及び女性研究者奨励金37件に対し、合計で2,960万円を交付しました。

区分		平成30～ 令和元年度 (2018～ 2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	累計
若手研究者 奨励金	件数 (件)	62	31	37	37	37	37	241
	金額 (千円)	24,800	12,400	14,800	14,800	14,800	14,800	96,400
女性研究者 奨励金	件数 (件)	62	31	38	38	37	37	243
	金額 (千円)	24,800	12,400	15,200	15,200	14,800	14,800	97,200
計	件数 (件)	124	62	75	75	74	74	484
	金額 (千円)	49,600	24,800	30,000	30,000	29,600	29,600	193,600

※奨励金の総額及び1件あたりの交付額は、年度ごとに決定されます。

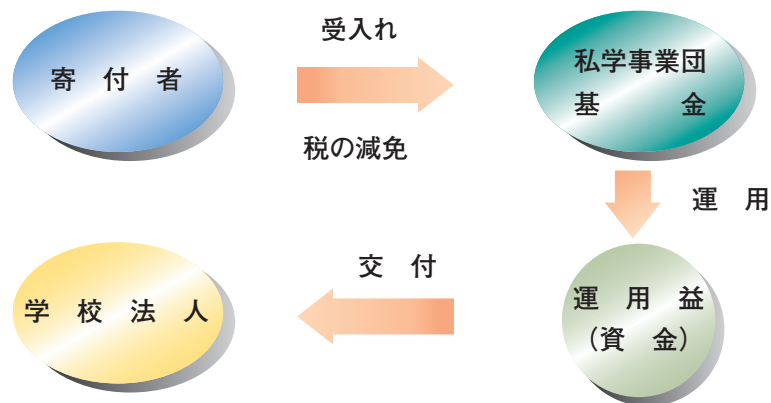
※審査結果により各奨励金の採択件数が同数にならない場合があります。

学術研究振興基金の募金

<基金保有額 54億1,590万円>
(令和6年5月末現在)

学術研究振興基金は、私立大学等における学術研究に直接必要な経費の助成を行うことを目的として設立されました。広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、その運用益を優れた学術研究に対して、学術研究振興資金として交付しています。

なお、本基金に対する寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付として、所得税、法人税の減免の優遇措置が受けられます。



令和6年5月末現在の基金保有額は、54億1,590万円となっています。

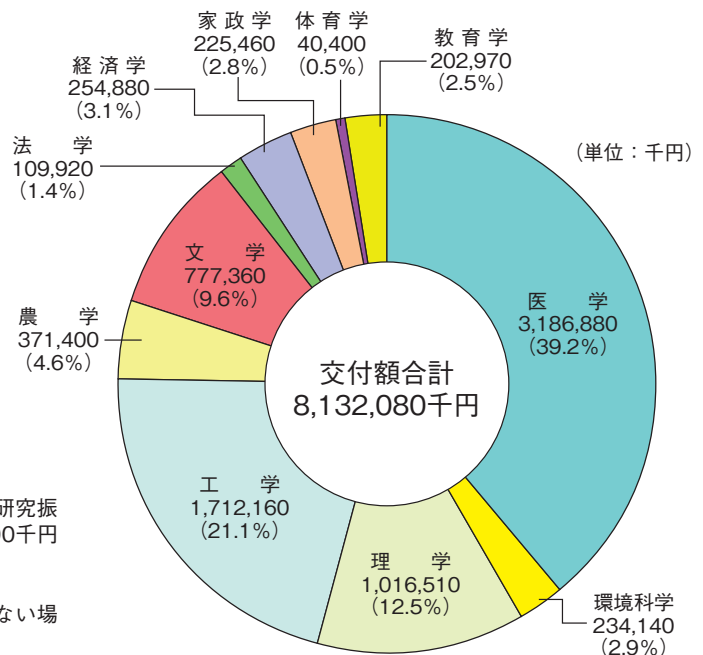
学術研究振興資金の交付

<交付計画額 8,000万円>

本資金は、私立大学等における学術研究のための設備の取得費、維持費、その他学術研究に要する経費を対象として、学術研究振興基金の運用益から交付しています。

昭和51年度から令和6年5月末までに、延べ3,528件の研究課題に対して、82億7,138万円を交付しています。

研究分野別学術研究振興資金交付状況
(昭和51年度～令和6年度)



※上記のほか、平成20年度から29年度にかけて、学術研究振興資金の一部として「若手研究者奨励金」を139,300千円交付しています。

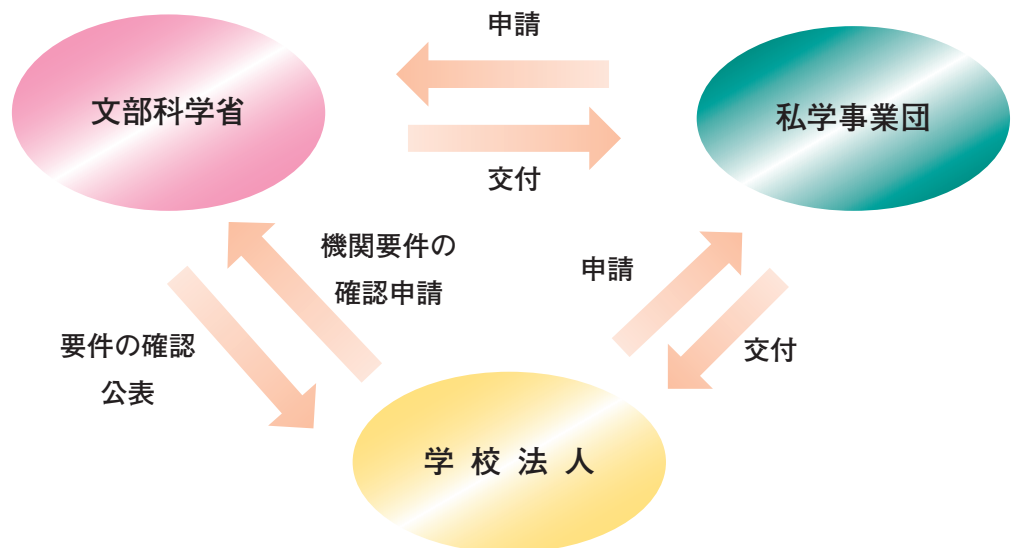
※四捨五入の関係で、各数値の合計が100%にならない場合があります。

減免資金交付事業

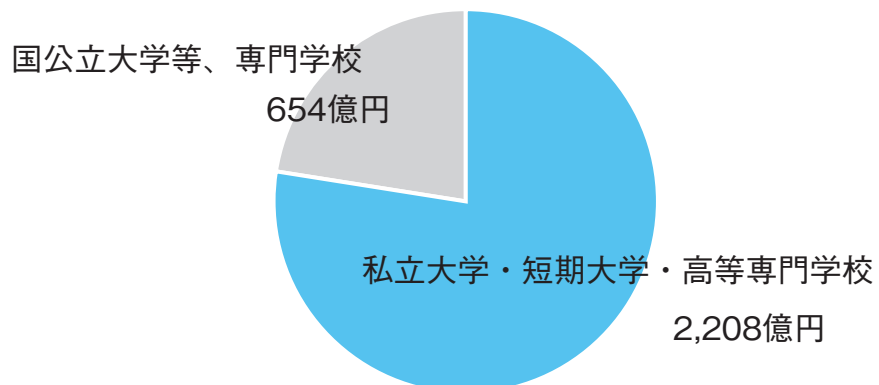
授業料等減免費交付金の交付

〈予算額 2,208億円〉

大学等における修学の支援に関する法律第17条に基づき、法律第10条に規定する私立大学・私立短期大学及び私立高等専門学校にかかる授業料等減免に要する費用に充てる資金（以下「減免資金」といいます。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行っています。



令和6年度予算（授業料等減免分）



私立学校に対する経営相談及び教育・経営に関する情報の分析、提供

令和6(2024)年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

- 会計処理のご質問**
会計処理の仕方を教えてほしい
- 基礎調査等のご質問**
基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい
- 規程集等の閲覧**
学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい
- 財務分析**
学校の財務分析資料がほしい
- 教育情報の活用・公表**
大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい
- 経営者や職員の研修・育成**
私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい
- 研究会実施の支援**
学校法人の役員、教員、職員を対象にした研究会の実施に協力してほしい
- 改革事例等の紹介**
教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい
- 経営上の問題への解決策の提案**
「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい
- 経営改善計画の作成支援**
学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい


「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
https://www.shigaku.go.jp/s_center_saizei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します

- 会計処理等についてのご質問
☎03(3230)7846・7847
- 基礎調査、e-マネージャについてのご質問
☎03(3230)7840～7844



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846・7847
学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846・7847
インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています
◇ 学生数 ◇ 財務データ ◇ 財務比率表 ◇ 今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7838
「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用に当たっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852～7854
私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトで提供しています

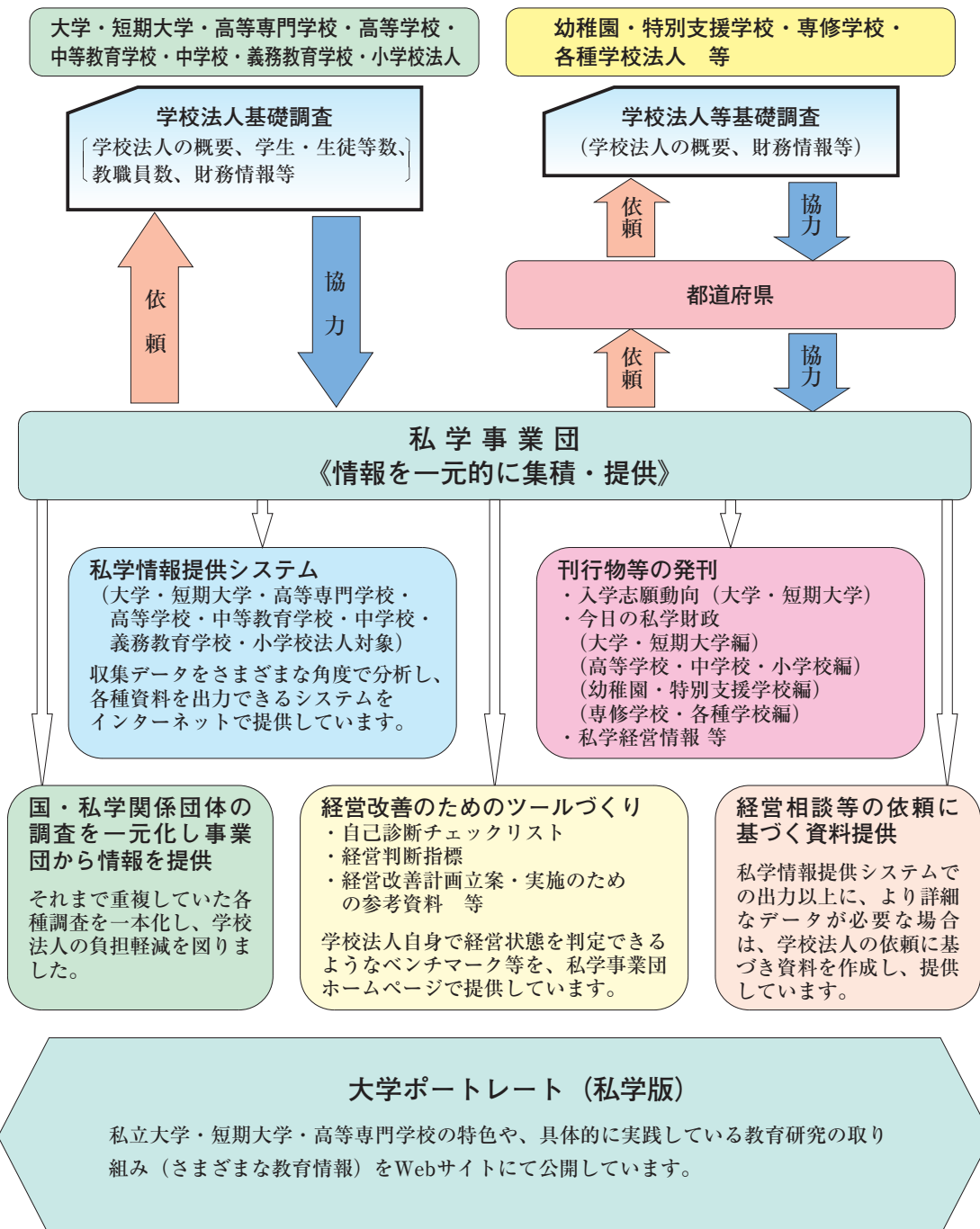
(セミナー) ☎03(3230)7849～7851・7855
理事長・学長向けに私学リーダーズセミナーを、若手職員向けに私学スタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7839
● センターの職員を講師として派遣します
● 講師派遣には交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03(3230)7828・7829
● 学校法人を訪問し、経営改革のキーマンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
● 学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします
● 必要に応じて事業団が依頼している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します
● 経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言を行います
● 学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

「情報の収集・提供」の概要

私学経営情報センターでは、昭和46年から「学校法人基礎調査」により大学法人から小学校法人の情報収集を、平成11年から「学校法人等基礎調査」により幼稚園・特別支援学校・専修学校・各種学校法人等の情報収集を行い、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を迅速かつ的確に収集蓄積し、以下のようなさまざまな形で提供しています。



事業概要

私学事業団における私学共済制度は、教育基本法の趣旨を踏まえ、国公立学校教職員の福利厚生制度との均衡を考慮して制度化されたものです。本事業団は、本共済制度を通して私立学校教職員の福利厚生を図り、もって私立学校及び私立学校教育の振興・発展に寄与するため、短期給付事業、年金等給付事業及び福祉事業を行っています。

短期給付事業

加入者とその被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業（被扶養者は除きます）、災害などに対し給付を行います。

法定給付

保健給付

休業給付

災害給付

付加給付

一部負担金払戻金

年金等給付事業

加入者が一定の年齢に到達したときや退職したとき、障害の状態になったとき、死亡したとき、加入者や遺族に年金や一時金の給付を行います。

老齢給付
退職給付

障害給付

遺族給付

福祉事業

加入者とその被扶養者の福祉の向上を図るため、健康の保持増進のための事業、病院や宿泊施設の運営、貯金の受け入れ、積立共済年金、共済定期保険及び資金の貸付けなどの福利厚生に関する事業を行います。

保健事業

医療事業

宿泊事業

積立貯金事業

積立共済年金事業

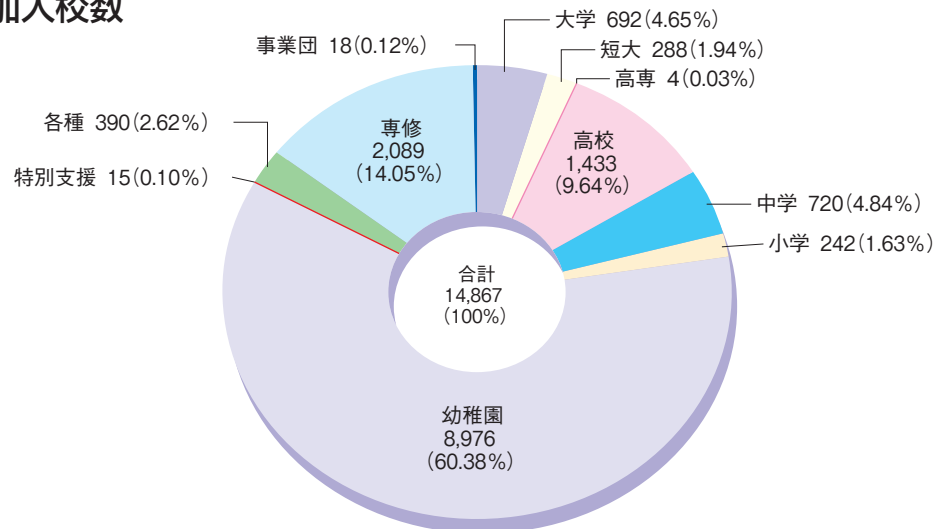
共済定期保険事業

生涯生活設計の支援事業

貸付事業

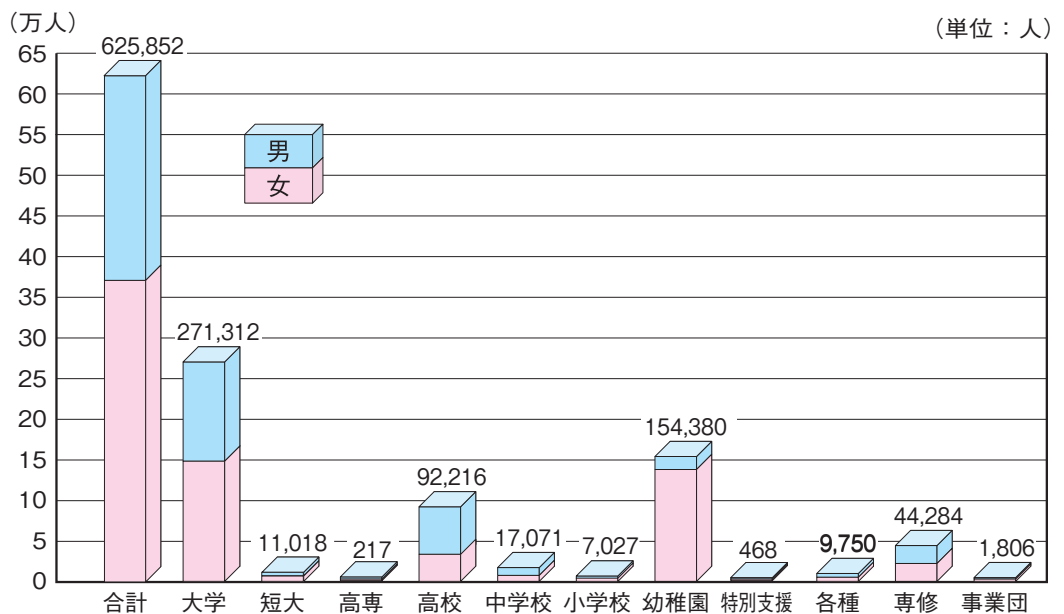
◇ 構成（令和5年度末） ◇

(1) 学種別加入校数



(注) 四捨五入の関係で、各数値の合計が100%にならない場合があります。

(2) 学種別加入者数



(内訳)

	合計	大学	短大	高専	高校	中学校	小学校	幼稚園	特別支援	各種	専修	事業団
計	625,852	271,312	11,018	217	92,216	17,071	7,027	154,380	468	9,750	44,284	1,806
男	253,077	122,806	4,431	156	58,820	9,731	3,088	16,083	238	4,739	22,173	847
女	372,775	148,506	6,587	61	33,396	7,340	3,939	138,297	230	5,011	22,111	959

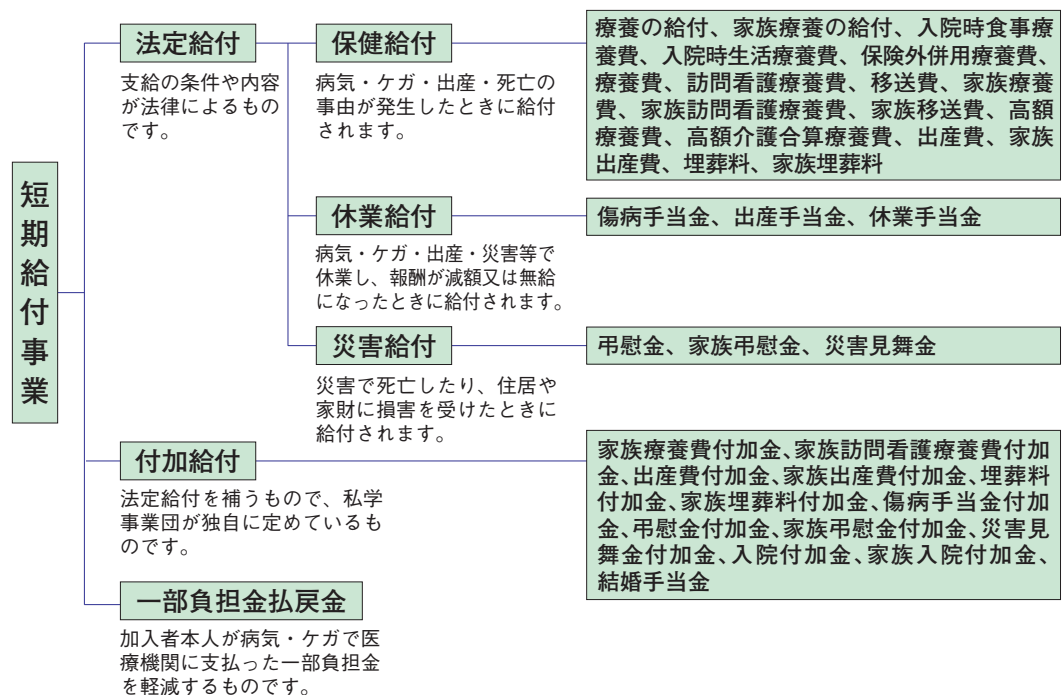
(注) 合計には任意継続加入者の数(16,303人)を含みます。

(3) 被扶養者数

計 337,447人 (内訳) 男 127,448人 女 209,999人

短期給付事業

- 民間企業に働く人が加入する「健康保険」に相当する事業です。
- 加入者と被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業（被扶養者は除く）もしくは災害に関する給付を行っています。
- 短期給付には、法定給付（私学共済法や健康保険法等で定められている給付で、支給の可否や内容等が法律で規定されているもの）と付加給付（給付の名称、内容等について保険者が財政状況等を勘案して任意に規程で定めることができるもので、法定給付の上乗せ給付）のほか、加入者本人に対する一部負担金払戻金の制度があります。
- 短期給付は将来の数年にわたって財政の均衡を保つことができるように、短期給付に要する費用を掛金などで賄っています。



私学事業団は次の費用を負担しています

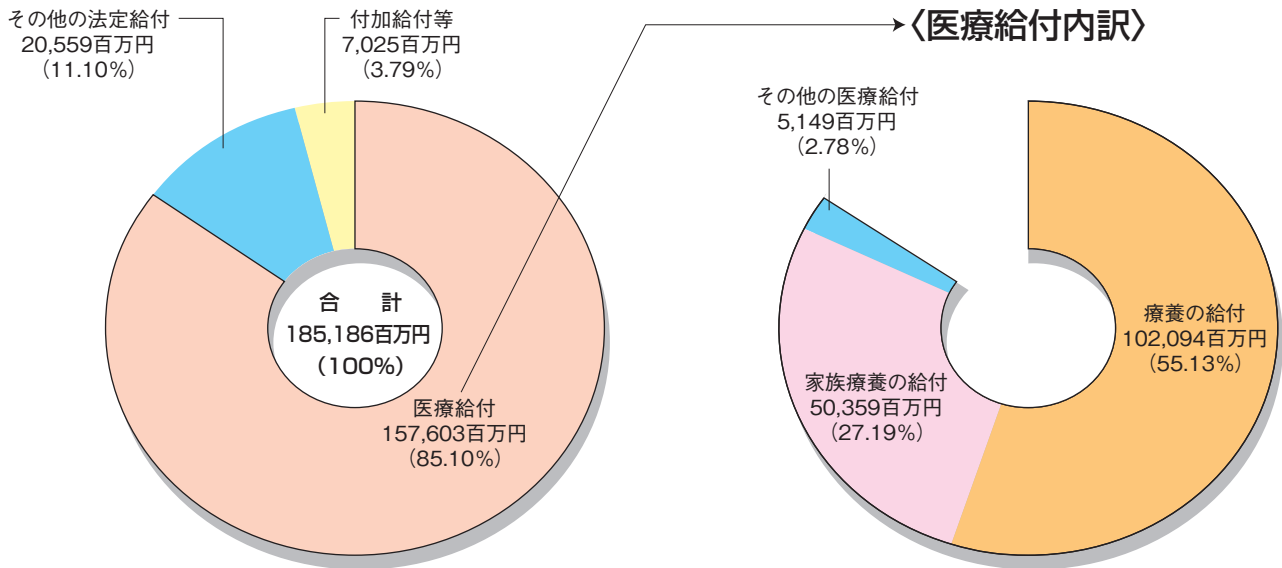
◎後期高齢者支援金

75歳以上の高齢者は、平成20年度に創設された後期高齢者医療制度の医療を受けることになりました。私学事業団では、後期高齢者医療費の財源に対する措置として、令和5年度に782億円を支援しています。

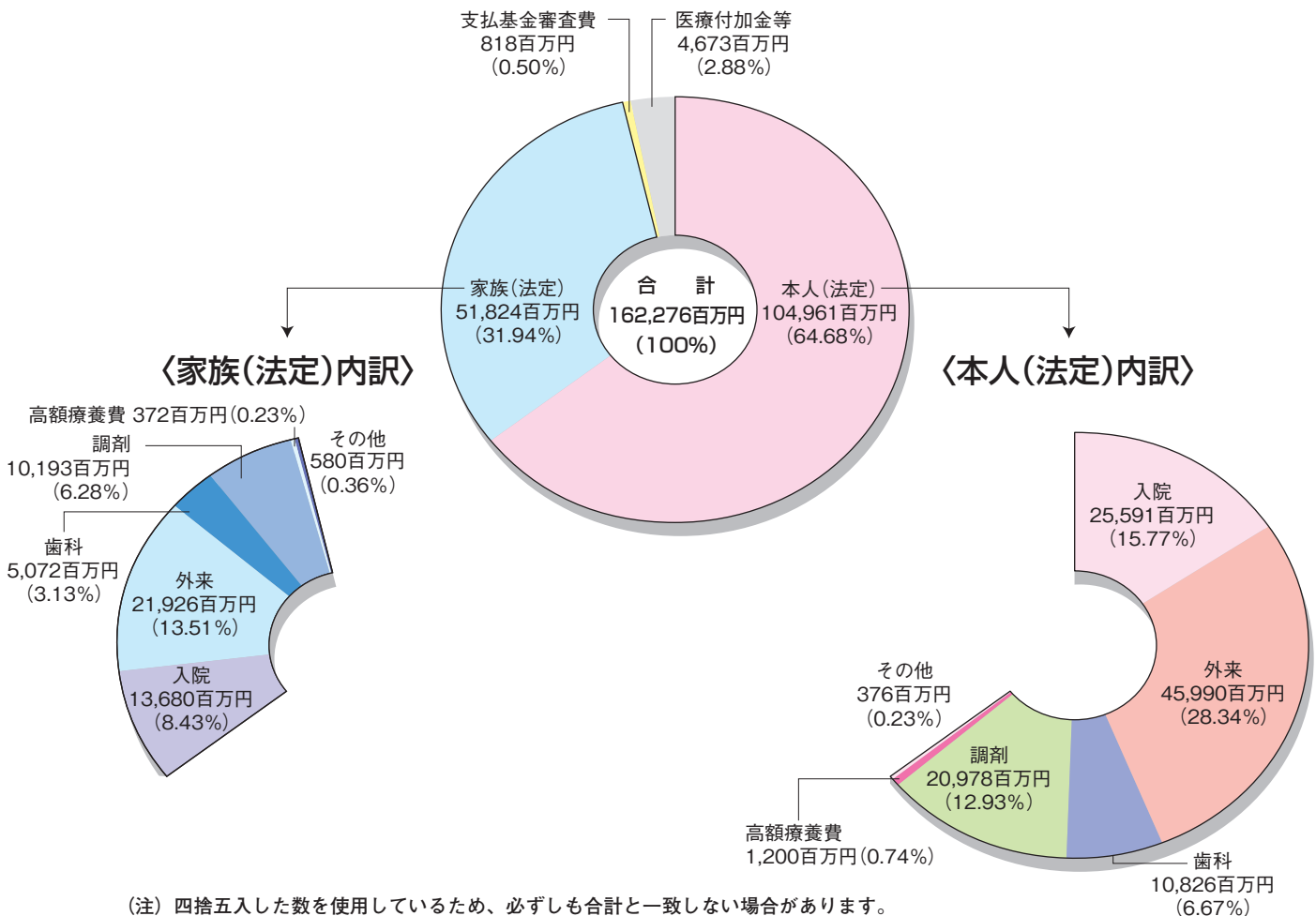
◎前期高齢者納付金

平成20年度に前期高齢者（65歳～74歳）の給付費に対する医療保険制度間の負担の不均衡を調整するしくみが創設されました。本事業団では、前期高齢者納付金として、令和5年度に489億円を納付しています。

(1) 給付額内訳 (令和5年度)



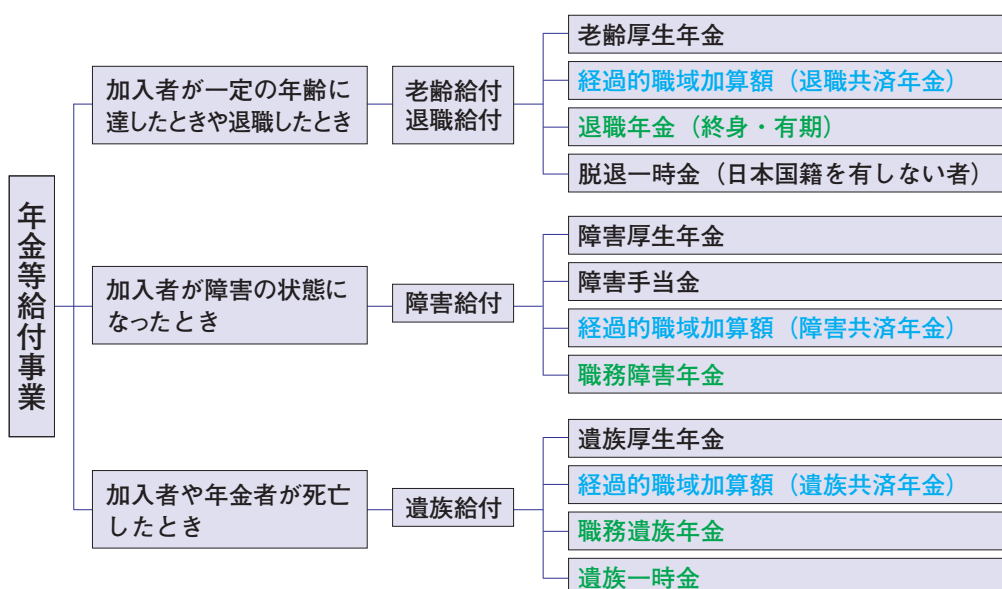
(2) 医療給付 (含む医療付加金等) 内訳 (令和5年度)



(注) 四捨五入した数を使用しているため、必ずしも合計と一致しない場合があります。

年金等給付事業

- 私学事業団が厚生年金保険の実施機関として行う厚生年金給付等や、私学共済制度の加入者及び遺族の生活の安定のために行う退職等年金給付の決定や支払いを行っています。
- 年金等給付は、厚生年金給付・**経過的職域加算額（共済年金）**・**退職等年金給付**があり、加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき、障害の状態になったとき又は死亡したときに加入者や遺族の生活の安定のために支払う年金や一時金の給付をいいます。
- 年金等給付事業に必要な経費は、加入者保険料及び掛金のほか、国庫補助金、都道府県補助金と積立金の運用収入などで賄われています。なお、厚生年金給付、経過的職域加算額（共済年金）及び退職等年金給付にかかる経理については、それぞれ、勘定又は経理を区分して行っています。



私学事業団は次の費用を負担しています

◎基礎年金拠出金

国民年金の基礎年金制度を運営するため、20歳以上60歳未満の加入者及び被扶養配偶者の合計数に応じて按分負担する費用で、令和5年度は2,429億円を拠出しています。

ただし、その2分の1相当額約1,223億円は、国庫補助金として措置されています。

◎厚生年金拠出金等

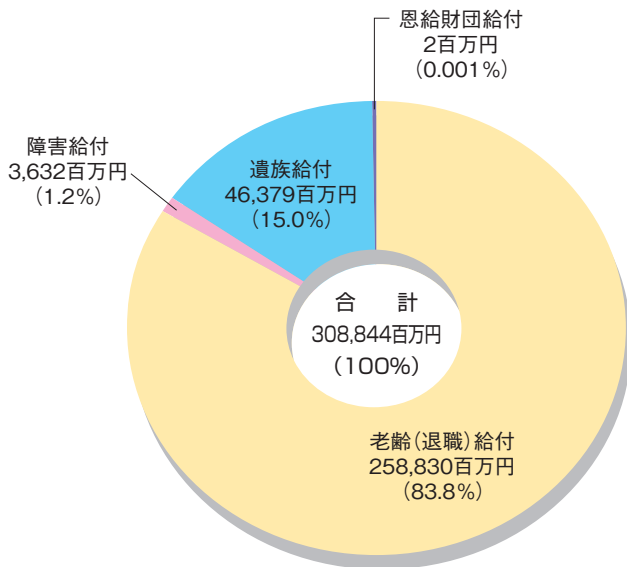
平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴い、1・2階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とし、制度全体の給付と負担の状況を国の会計に取りまとめて計上しています。

1・2階部分の保険料収入のうち政府（日本年金機構）が徴収するものは、直接年金特別会計の厚生年金勘定に収納され、一方、私学事業団や国・地方公務員の共済組合（ここでは、「共済組合等」といいます）は、徴収し会計に計上した保険料等を財源として、毎年度、所要の拠出金を厚生年金勘定に給付することとしています。

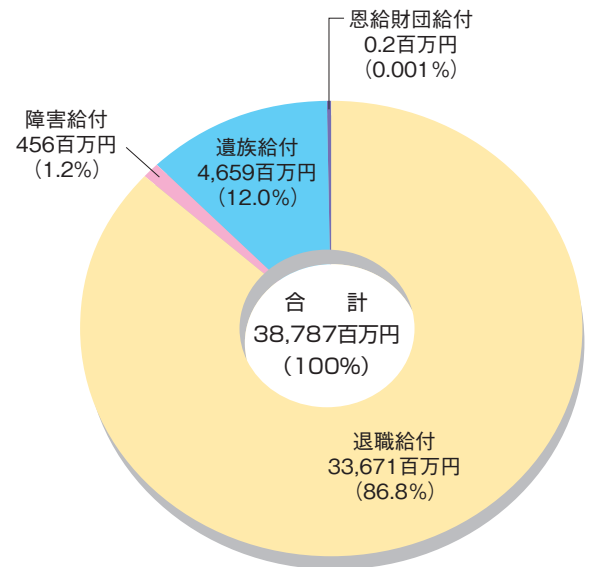
また、厚生年金勘定からは、政府（日本年金機構）の支給分は直接受給権者に支給されるほか、共済組合等の毎年度の支給分は、交付金として各共済組合等に交付され、各共済組合等が受給権者に対する支給を行うこととしています。

(1) 給付内訳（令和5年度）（注）四捨五入した数を使用しているため、必ずしも合計と一致しない場合があります。

① 厚生年金給付等



② 職域年金給付等



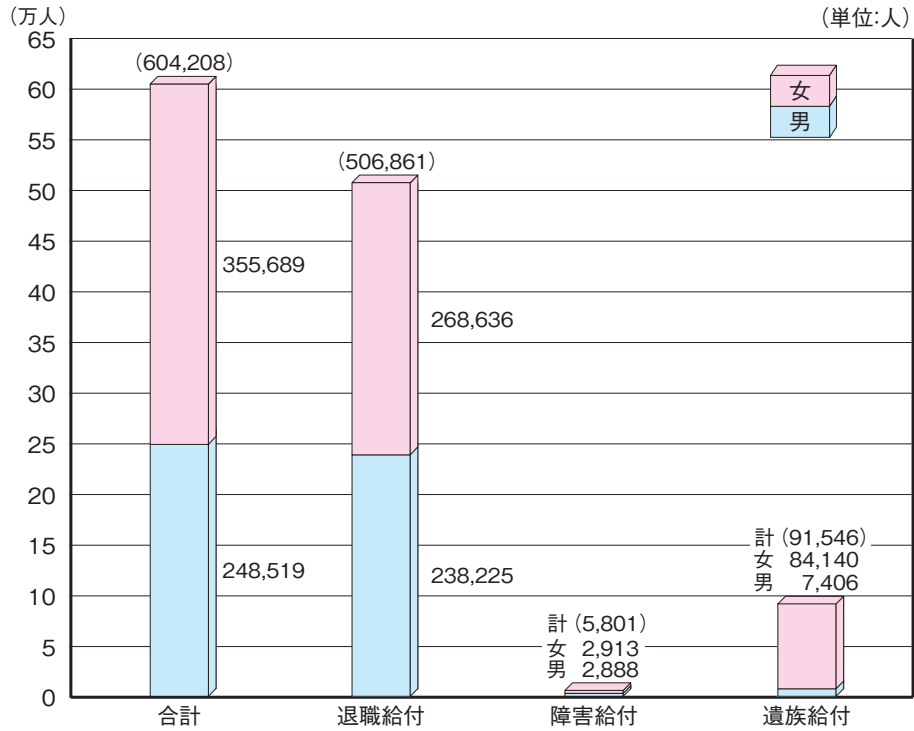
③ 退職等年金給付

(単位：百万円)

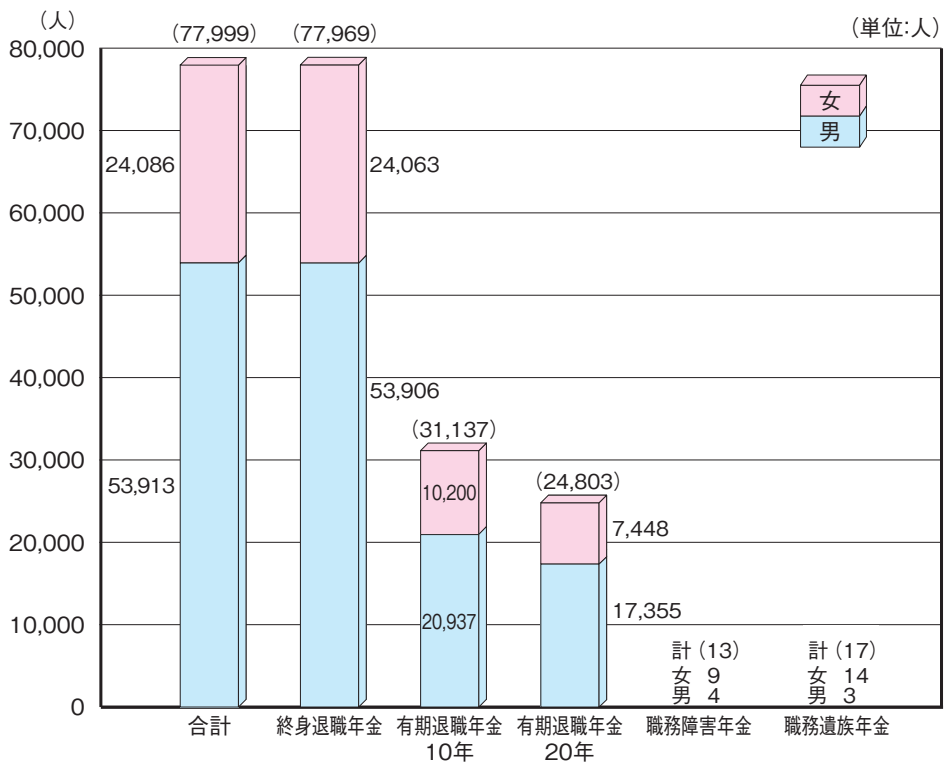
科 目		金 額
合 計		2,366
退 職 給 付	計	2,331
	終身退職年金	543
	有期退職年金20年	199
	有期退職年金10年	533
	有期退職年金一時金	884
	有期退職一時払い	
	有期退職精算払い	142
	外国脱退一時金	30
障 害 給 付	26	
遺 族 給 付	8	

(2) 年金種別年金者数 (令和5年度末)

① 厚生年金給付、共済年金給付、職域年金給付

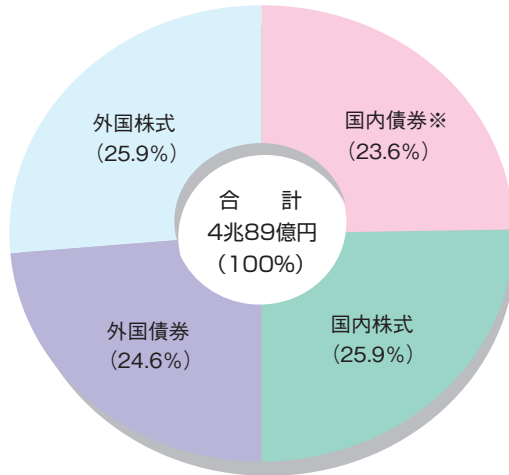


② 退職等年金給付



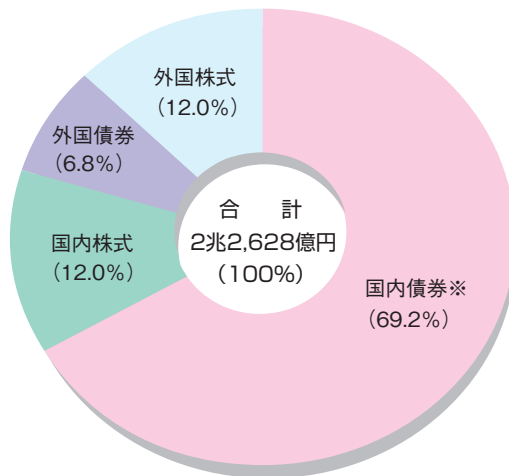
(3) 厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定の保有資産（令和5年度末）

① 厚生年金勘定 厚生年金経理 保有資産〔時価〕



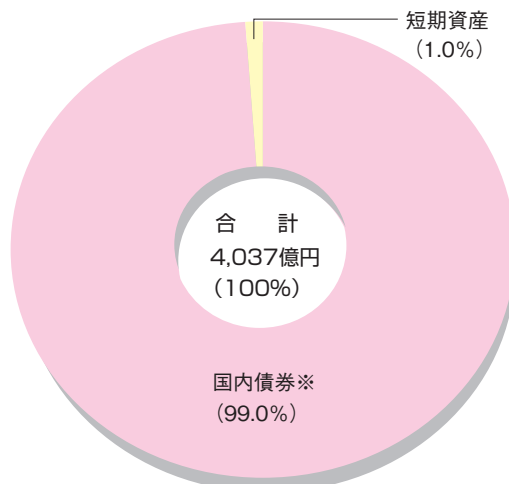
※国内債券には、貸付金と短期資産を含みます。

② 厚生年金勘定 職域年金経理 保有資産〔時価〕



※国内債券には、短期資産等を含みます。

③ 退職等年金給付勘定 保有資産〔簿価〕

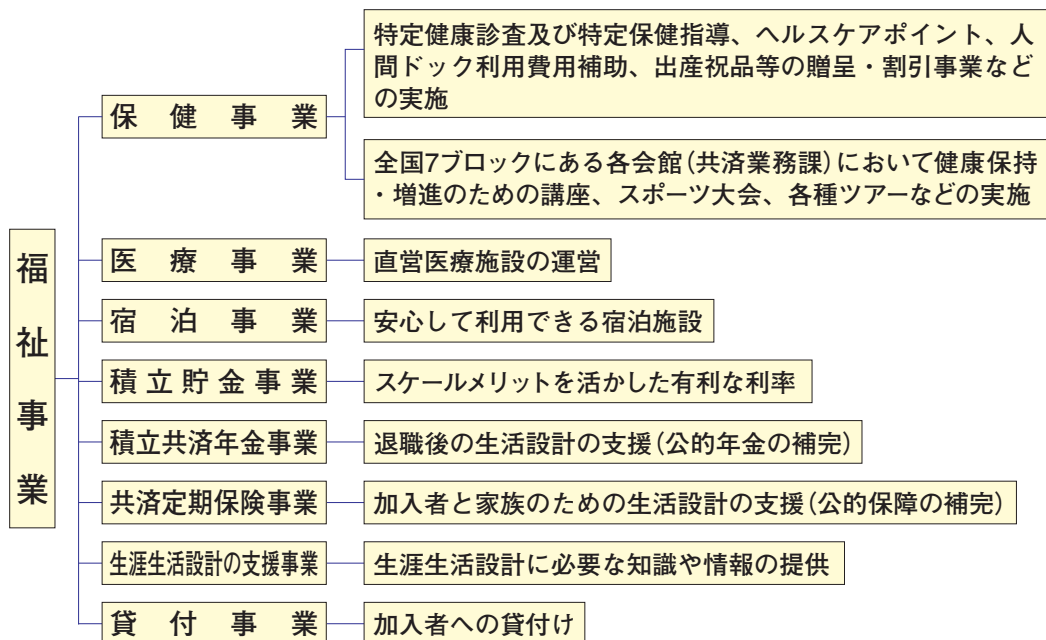


※国内債券には、貸付金等を含みます。

(注) 四捨五入の関係で、各数値の合計が100%にならない場合があります。

福祉事業

- 加入者とその被扶養者の健康の保持増進及び日常生活の援助を目的として、「日常生活をより豊かに、より健康に」のテーマのもと、福利厚生に関する次の事業を行っています。
 - ① 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導
 - ② 加入者及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等の健康の保持増進のために必要な事業
 - ③ 加入者の保養もしくは宿泊又は教養のための施設の経営
 - ④ 加入者の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
 - ⑤ 加入者の貯金の受け入れ及びその運用
 - ⑥ 加入者の需要する生活必需物資の供給
 - ⑦ その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの
 - ・積立共済年金事業
 - ・共済定期保険事業
 - ⑧ 加入者の臨時の支出に対する貸付け
- 福祉事業の経費は、上記の事業の運営に伴う収入のほか、福祉分掛金で賄っています。



◇ 福利・厚生 ◇

＝保健事業は加入者と被扶養者が利用できます＝

健康管理・介護

- 特定健康診査及び特定保健指導
- ヘルスケアポイント
- 人間ドックの利用費用補助
- 郵送検診
- 健康増進・介護相談サービス
- メンタルヘルス等相談サービス

贈呈

- 出産祝品
- 災害見舞品
- 長期療養者見舞品
- 永年勤続加入者直営施設利用優待券

法人会員として利用

- スポーツ施設

割引利用

- 百貨店
- 専門店
- 葬祭店
- 旅行会社のバック旅行
- レンタカー
- 公演の入場券
- 通信講座等の斡旋

利用費用補助

- 健康増進宿泊施設
- 厚生施設

地域保健事業

- 人間ドックの利用施設指定契約
- 健康増進講座の開催
- 文化教養講座・スポーツ大会などの開催
- 各種ツアーの開催
- 介護セミナーの開催
- ブロック広報誌の発行
- その他割引利用契約事業

◇直営施設◇



①北海道会館 札幌ガーデンパレス



②宮城会館 仙台ガーデンパレス



③湯島会館 東京ガーデンパレス



④愛知会館 名古屋ガーデンパレス



⑤京都会館 京都ガーデンパレス



⑥大阪会館 大阪ガーデンパレス



⑦広島会館 広島ガーデンパレス



⑧九州会館 福岡ガーデンパレス



⑨志賀高原 やまゆり荘



⑩軽井沢 すずかる荘



⑪金沢 兼六荘



⑫箱根 対岳荘



⑬葉山 相洋閣



⑭鎌倉 あじさい荘



⑮湯河原 敷島館



⑯京都 白河院



⑰東京 東京臨海病院

◇直営施設◇

■医療施設

東京臨海病院

<https://www.tokyorinkai.jp/>

〒134-0086

東京都江戸川区臨海町1-4-2

☎03(5605)8811 (代表)

健康医学センター ☎03(5605)8822 (直通)

■宿泊施設

●会館



北海道会館 札幌ガーデンパレス
<https://www.hotelgp-sapporo.com/>

〒060-0001

札幌市中央区北1条西6丁目

☎011(261)5311 (代表)

宮城会館 仙台ガーデンパレス
<https://www.hotelgp-sendai.com/>

〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-1-5

☎022(299)6211 (代表)

湯島会館 東京ガーデンパレス
<https://www.hotelgp-tokyo.com/>

〒113-0034

東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)6211 (代表)

愛知会館 名古屋ガーデンパレス
<https://www.hotelgp-nagoya.com/>

〒460-0003

名古屋市中区錦3-11-13

☎052(957)1022 (代表)

京都会館 京都ガーデンパレス
<https://www.hotelgp-kyoto.com/>

〒602-0912

京都市上京区烏丸通下長者町
上ル龍前町605番地

☎075(411)0111 (代表)

大阪会館 大阪ガーデンパレス
<https://www.hotelgp-osaka.com/>

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原1-3-35

☎06(6396)6211 (代表)

広島会館 広島ガーデンパレス
<https://www.hotelgp-hiroshima.com/>

〒732-0052

広島市東区光町1-15-21

☎082(262)1122 (代表)

九州会館 福岡ガーデンパレス
<https://www.hotelgp-fukuoka.com/>

〒810-0001

福岡市中央区天神4-8-15

☎092(713)1112 (代表)

●宿泊所・保養所

湯河原敷島館 〒259-0314

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745

☎0465(63)3755

箱根対岳荘 〒250-0405

神奈川県足柄下郡箱根町大平台312

☎0460(82)2094

鎌倉あじさい荘 〒248-0021

神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4

☎0467(22)3506

葉山相洋閣 〒240-0116

神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1

☎046(875)7300

金沢兼六荘 〒920-0918
<https://www.kenrokusou.com/>

金沢市尾山町6-40

☎076(232)1239

志賀高原 やまゆり荘 〒381-0401

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148

☎0269(34)2102

軽井沢すずかる荘 〒389-0111

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607

☎0267(45)7311

京都白河院 〒606-8333

京都市左京区岡崎法勝寺町16

☎075(761)0201

※宿泊所・保養所の情報等は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶しがくのやど〕で
ご覧いただけます。

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>



＝共済業務の照会・一般相談＝

加入者期間、被扶養者の要件、年金に関する一般相談（年金受給資格の有無、年金請求に関する照会、年金決定通知・送付物等に関する照会、年金の支給状況）、「ねんきん定期便」「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」に関する照会、短期給付に関する一般相談（療養の給付、休業給付等）、積立貯金・積立共済年金・共済定期保険に関する照会、様式用紙等の請求などに対応しています。

相 談 窓 口 一 覧

照 会 先	所 在 地
私学事業団 共済事業本部	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)5321（代表）
札幌ガーデンパレス 共済業務課	〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(222)6234（直通）
仙台ガーデンパレス 共済業務課	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6231（直通）
名古屋ガーデンパレス 共済業務課	〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1388（直通）
大阪ガーデンパレス 共済業務課	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6393)9701（直通）
広島ガーデンパレス 共済業務課	〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1134（直通）
福岡ガーデンパレス 共済業務課	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(752)0651（直通）

※「東京ガーデンパレス」及び「京都ガーデンパレス」では相談サービスを行っていません。

【運営組織】

令和6年6月1日現在

役員等

役員

理事長	福原紀彦	
理事	串田俊巳	
	吉田博之	
	菊池裕明	
	松尾勝樹	
	白井秀樹	
	(非常勤)	
	小野祥子	(東京女子大学名誉教授)
	川並弘純	(東京聖徳学園理事長・学園長 聖徳大学学長、聖徳大学短期大学部学長)
	近藤彰郎	(八雲学園理事長)
	坂本篤裕	(日本医科大学理事長)
監事	永和田隆一	
	(非常勤)	
	廣岡康久	

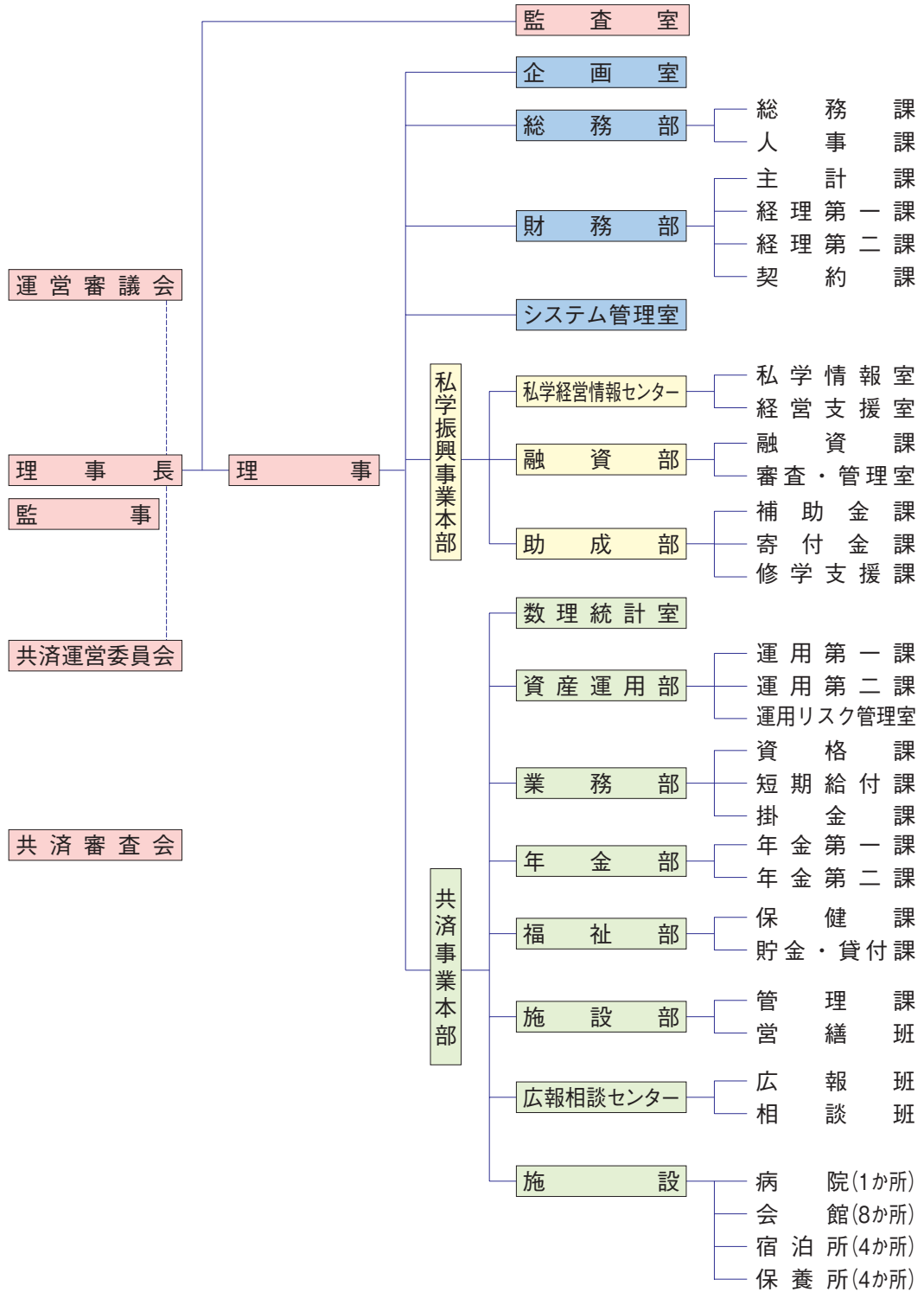
共済運営委員会委員

会長	谷岡一郎	(谷岡学園理事長、大阪商業大学学長)
	青木洋介	(武蔵野学園理事、むさしの学園小学校校長)
	阿河久志	(清明学園初等学校教頭)
	和泉巧	(東京理科大学事務総局副局長、財務部長)
	岩井絹江	(渡辺学園常務理事・広報・宣伝部長)
	内田和也	(桜丘中学高等学校教頭)
	大村陽之介	(大村文化学園理事長)
	奥田吾朗	(大阪国際学園理事長)
	加倉井祐介	(東京都生活文化スポーツ局私学部長)
	権丈英子	(亜細亜大学経済学部長・教授)
	公江茂	(武庫川学院特別顧問、監査室参与)
	齋地彩	(光塩女子学院中等科・高等科教頭)
	嵯峨実允	(藤華学院理事長)
	坂本純一	(JSアクチュアリー事務所代表)
	角谷正雄	(金城幼稚園園長)
	高岡淳	(関西大学法人本部長)
	西原廉太	(立教学院院長、立教大学総長)
	西村万里子	(明治学院大学法学部教授)
	平方邦行	(日本私学教育研究所理事・所長)
	武藤稔彦	(東京聖徳学園総務部長代理兼人事課長)

運営審議会委員

会長	黒田壽二	(金沢工業大学学園長・総長)
	江上節子	(武蔵大学名誉教授)
	小原芳明	(玉川学園理事長・学園長)
	北山禎介	(㈱三井住友銀行名誉顧問)
	関口修	(郡山開成学園理事長)
	田中愛治	(早稲田大学総長)
	谷岡一郎	(谷岡学園理事長)
	橋本五郎	(読売新聞特別編集委員)
	宮直仁	(宮直仁公認会計士事務所長)
	吉田晋	(富士見丘学園理事長)

組織図

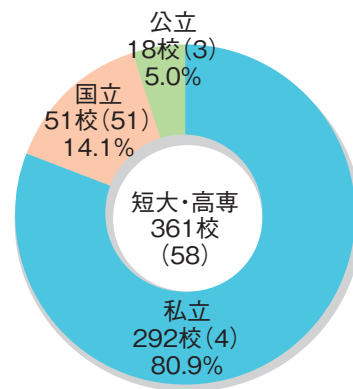
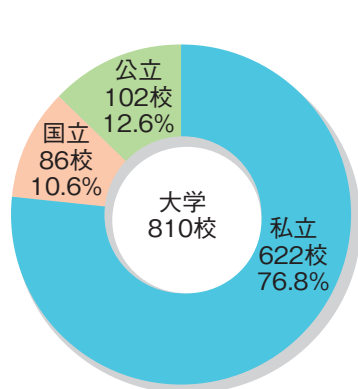


【資料】

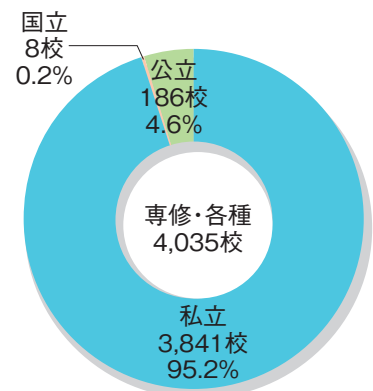
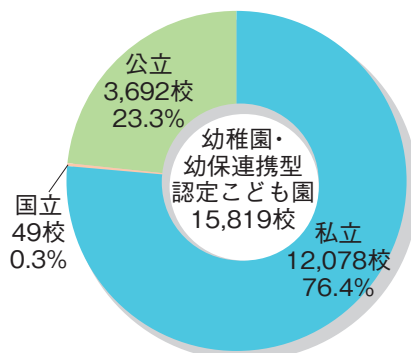
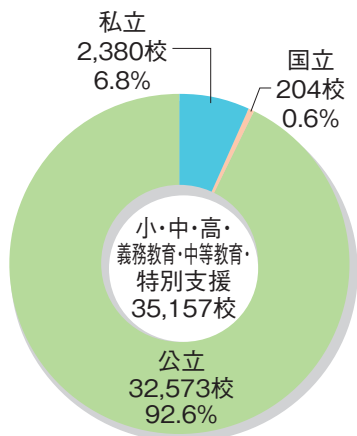
私・国・公立学校の学校数、教員数、在学者数の比較

学校数（学校種別）

学校種	合計(校)	私立	国立	公立	私立の割合(%)
大学	810	622	86	102	76.8
短期大学	303	288	—	15	95.0
高等専門学校	58	4	51	3	6.9
高等学校	4,791	1,321	15	3,455	27.6
中等教育学校	57	18	4	35	31.6
中学校	9,944	781	68	9,095	7.9
義務教育学校	207	1	5	201	0.5
小学校	18,980	244	67	18,669	1.3
幼稚園	8,837	6,044	49	2,744	68.4
幼保連携型 認定こども園	6,982	6,034	—	948	86.4
特別支援学校	1,178	15	45	1,118	1.3
専修学校	3,020	2,831	8	181	93.7
各種学校	1,015	1,010	—	5	99.5
合計	56,182	19,213	398	36,571	34.2



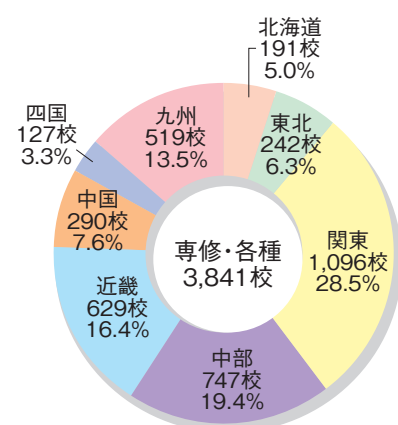
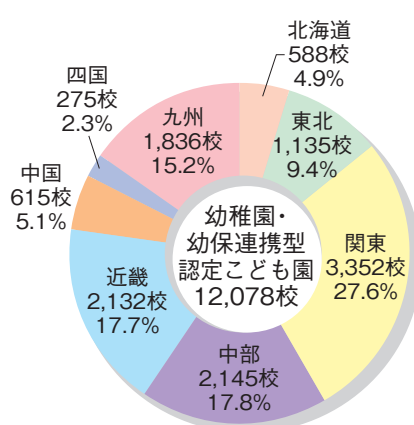
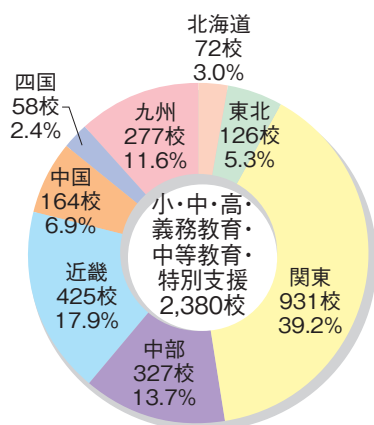
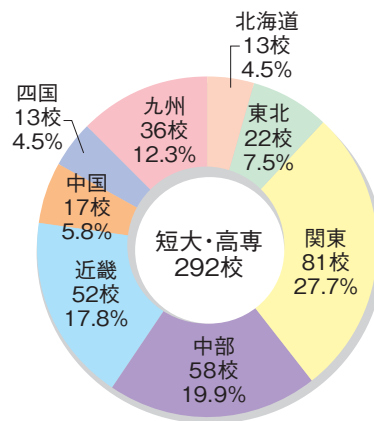
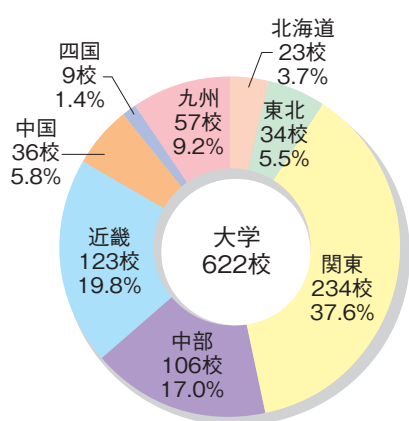
() は高等専門学校で内数である。



(令和5年度 学校基本調査による)

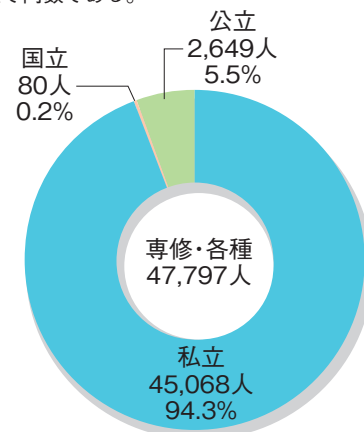
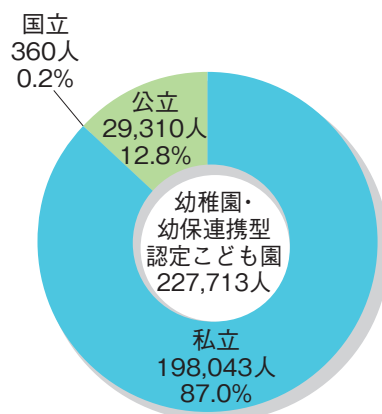
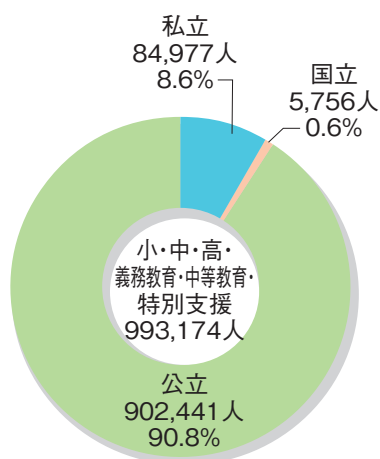
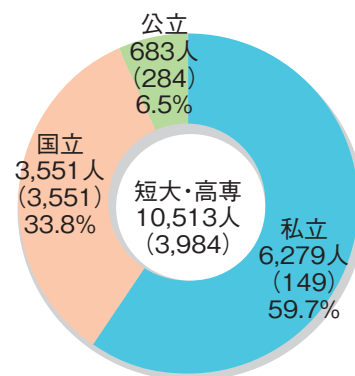
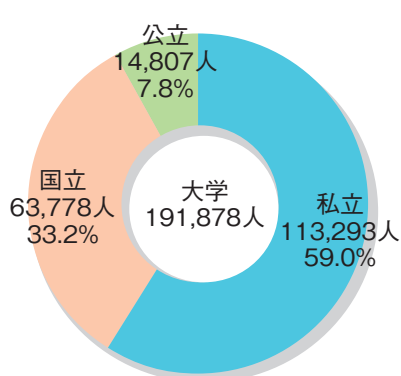
私立学校数（地域区分別）

地域区分	合計（校）	大学	短大・高専	小・中・高・義務教育・中等教育・特別支援	幼稚園・幼保連携型認定こども園	専修・各種
北海道	887	23	13	72	588	191
東北	1,559	34	22	126	1,135	242
関東	5,694	234	81	931	3,352	1,096
うち埼玉	825	26	11	85	581	122
うち千葉	707	25	8	91	483	100
うち東京	2,027	130	35	483	845	534
うち神奈川	1,059	28	11	178	729	113
中部	3,383	106	58	327	2,145	747
うち愛知	922	45	18	80	561	218
近畿	3,361	123	52	425	2,132	629
うち京都	485	27	9	77	265	107
うち大阪	1,431	53	21	174	940	243
うち兵庫	969	29	15	106	659	160
中国	1,122	36	17	164	615	290
四国	482	9	13	58	275	127
九州	2,725	57	36	277	1,836	519
合計	19,213	622	292	2,380	12,078	3,841



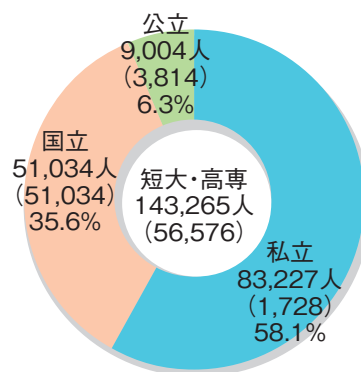
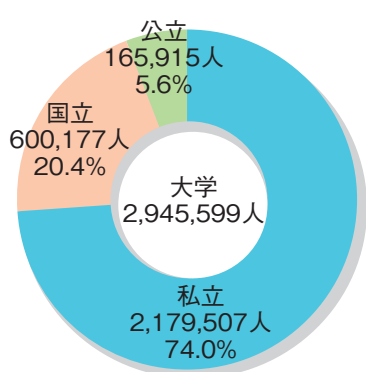
教員数（本務者・学校種別）

学校種	合計(人)	私立	国立	公立	私立の割合(%)
大学	191,878	113,293	63,778	14,807	59.0
短期大学	6,529	6,130	—	399	93.9
高等専門学校	3,984	149	3,551	284	3.7
高等学校	223,246	62,377	563	160,306	27.9
中等教育学校	2,829	716	196	1,917	25.3
中学校	247,485	15,966	1,539	229,980	6.5
義務教育学校	7,448	26	233	7,189	0.3
小学校	424,297	5,578	1,712	417,007	1.3
幼稚園	85,432	71,456	360	13,616	83.6
幼保連携型 認定こども園	142,281	126,587	—	15,694	89.0
特別支援学校	87,869	314	1,513	86,042	0.4
専修学校	39,306	36,605	80	2,621	93.1
各種学校	8,491	8,463	—	28	99.7
合計	1,471,075	447,660	73,525	949,890	30.4

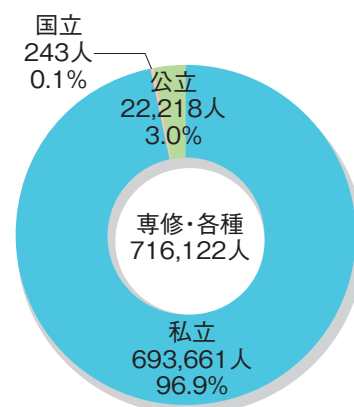
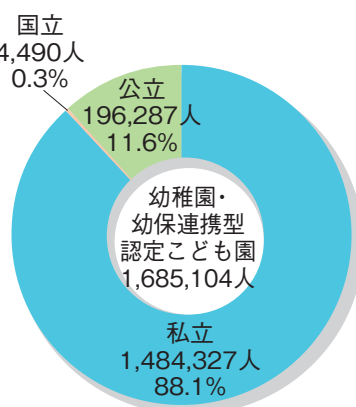
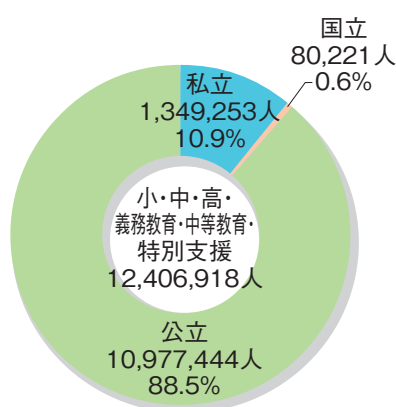


在学者数（学校種別）

学校種	合計(人)	私立	国立	公立	私立の割合(%)
大学	2,945,599	2,179,507	600,177	165,915	74.0
短期大学	86,689	81,499	—	5,190	94.0
高等専門学校	56,576	1,728	51,034	3,814	3.1
高等学校	2,918,501	1,013,176	8,004	1,897,321	34.7
中等教育学校	33,817	7,276	2,863	23,678	21.5
中学校	3,177,508	247,622	27,004	2,902,882	7.8
義務教育学校	76,045	224	3,773	72,048	0.3
小学校	6,049,685	80,057	35,721	5,933,907	1.3
幼稚園	841,824	739,445	4,490	97,889	87.8
幼保連携型 認定こども園	843,280	744,882	—	98,398	88.3
特別支援学校	151,362	898	2,856	147,608	0.6
専修学校	607,951	585,864	243	21,844	96.4
各種学校	108,171	107,797	—	374	99.7
合計	17,897,008	5,789,975	736,165	11,370,868	32.4

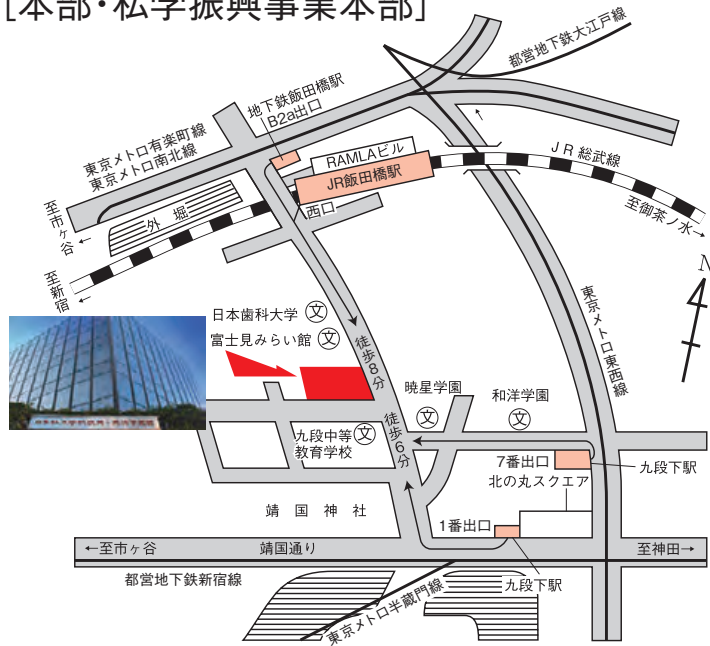


() は高等専門学校で内数である。



日本私立学校振興・共済事業団案内図

[本部・私学振興事業本部]



交通：J	R	線	飯田橋駅：西口	} 下車徒歩8分
			飯田橋駅：B2a出口	
			飯田橋駅：B2a出口	
			飯田橋駅：B2a出口	} 下車徒歩6分
			九段下駅：1番、7番出口	
			九段下駅：1番出口	
			九段下駅：1番出口	

[共済事業本部] (東京ガーデンパレス4・5階)



交通：J	R	線	御茶ノ水駅：聖橋口	} 下車徒歩5分
			御茶ノ水駅：1番2番出口	
			新御茶ノ水駅：B1出口	下車徒歩5分



「未来への希望のために開かれた 日本私立学校振興・共済事業団の窓(扉)」

シンボルマークは、私学事業団の英語名称「Promotion and Mutual Aid Corporation for Private Schools of Japan」の頭文字「PMAC」を、一つの建物のようなイメージにデザインし、各文字がまっすぐ伸び私立学校をしっかりと支える柱を表しています。

ブランドカラーについては、知性、清潔、安心を感じさせる紺色をベースに、「M」の文字を反転させ、この建物の開かれた窓(扉)を表現し、ここに、明るい未来や希望を感じさせるオレンジを用いています。

2つの窓(扉)は、「助成業務」「共済業務」を表現しています。

日本私立学校振興・共済事業団

本部・私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

<https://www.shigaku.go.jp/>

共済事業本部

〒113-8441

東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>

日本私立学校振興・共済事業団

本部・私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

<https://www.shigaku.go.jp/>

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。